

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 7 年 2 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂守山店 守山市梅田町 113 番 2

2 意見の概要

(1) 守山市からの意見

- ア 守山市の生活環境を保全する条例を遵守すること。また、事前協議の上、条例に基づく必要な書類の提出を行うこと。
- イ 適切な排水施設の設置、油水分離槽（特に最終槽）の設置について、事前に検討の上協議すること。
- ウ 高さが 12 メートルを超える建築物または地下を除く階層が 4 階以上の建築物を建築する場合、電波障害対策について協議すること。（守山市開発行為指導要綱第 28 条）（電波障害机上検討報告書（デジタル放送）および誓約書を提出すること。）
- エ 夜間や朝方のアイドリング等による騒音で、近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、利用者に向けた注意喚起等に努めること。
- オ 廃棄物の減量化および再資源化に努めること。
- カ 建替えに伴い店舗側に屋上駐車場、店舗向かい側に平面駐車場が計画されており、旧店舗と比べて、車の出入り箇所が増えることに加えて、歩道橋がなくなることで歩行者の従来が増える。従来から近隣には多数のマンションが立ち並び、駅前で人通りが多いエリアであることから歩行者の安全確保、また近隣の生活環境保持の観点から、市道梅田 1 号線の歩道を整備（幅員拡張、横断勾配 1 以下、透水性舗装）する等対策を求める。
- キ 市道梅田 6 号線を利用する搬出入車両の進入ルート上には、多くの子どもたちの遊び場となっている下井田公園の出入り口が面していることから、子どもの安全に対する配慮については、利用時間調整以外の配慮事項についても検討すること。
- ク 市道梅田 6 号線を利用する搬出入車両の進入ルート上には、多くの子どもたちの遊び場となっている下井田公園の出入り口が面しており、当該公園は近隣の保育施設が園外保育時に利用する場合があるので、交通安全対策を求める。

(2) 住民からの意見

- ア 入口について、旧店舗の入口は 3 ヶ所あったため、駅方向から来店する人は正面入口を、逆方向は大通り沿いの狭い入口か市道（梅田 1 号線）に入った大きめの入口を利用していた。しかし、今回大通り（市道駅前泉町線）側には 1 ヶ所しかない。その前の歩道には大通りを渡る横断歩道があり、市道との横断歩道もある。駐車場へ向かう車は市道に入る必要があり、横断歩道付近には待つ車と待つ人と待つ自転車が集まる。制御箱も置かれており、極めて危険である。説明会で話したところ、市道側には 1 ヶ所入口を設けたため、分散すると回答されていたが、考えればわざわざその入口に行く人が多くいるのかは疑問であり、横断歩道の問題の解決はされていない。この道は駅につながる道であり、買い物客以外にも多くの人が通る。特に通勤および通学（徒歩および自転車）が多くなる夕方の混雑が気になる。
- イ 駐輪場について、旧店舗では店の規模や立地の関係から、平日に近隣の住民が日常のこまごまとしたものを買い求める方が多かった印象がある。車を持っていない年輩の方、駅近でスーパーおよび銀行があるため住み替えた方ならびに車の代わりにセニアカー、または三輪自動車を利用する方が多く、買い物カート持参率も高い。幼稚園、保育園または小学生の子どもを持つ保護者および塾も多いため小腹を満たす中高校生といった方々もよく見かけた。そのため大通り沿いの駐輪場はいつもいっぱいであった。休日は車を利用しての来店もあるかと思うが、開店フィーバーが収まると、入るテナント次第では、近くの店舗、草津方面等に行かれる方が多くなることは想像できる。守山市は、ほとんどが平地であるため自転車利用の方が多い。特に、幼稚園および保育園が近いため、幼児が 2 人乗れる大きな自転車もよく見られる。動き回る子どもに対し常に車を意識しなければならないため、子育て時の経験から思うと駐輪場の②および③に止めることは少し懸念される。他の利用者也含めだれもが駐輪場①の入口駐輪場を目指すと考え。
- ウ 駐輪場の収容台数が 116 台となっているが、1 台あたりの占有面積はどのくらいであるのか。基準は、ママチャリと呼ばれる大きさ位であるのか。自分に加えて子どもおよび荷物を載せる大きい自転車ではどれくらい余裕があるのか。旧店舗が混み混みで大変そうであったため、改善されるのか気になる。
- エ 駐輪場を有料化するとの話も出ていたが、重い自転車をラックに寄せたり降ろしたりすることは大変である。

オ 一番混むことが想定される正面の広場は、人と自転車が共に安全に動けるようにしてほしい。ベンチや植栽などは邪魔なものかもしれない。

カ 交通量について、旧店舗の閉店によりここまで人や車の流れをなくすとは正直驚きである。大規模小売店舗立地法に伴う説明会で配られた資料に載せられていた交通量の調査では開店後も余裕で大丈夫となっていたが（調査日時 24 年 1 月）、交通量の増加には注意を払うことを求める。

キ 1 月になり基礎工事が進み、大きさがわかってきた。新店舗が小さな川をひとつまたいだ間 2 m から 3 m までもないぎりぎりに建つことに気づいた。今までは駐車場の壁の圧迫感があったとはいえ、車で来店は少なくあまり存在を感じずにいた。しかし、今回は家のリビングの目の前にスーパー自体が建設される。バックヤードが隣り合うことで荷さばき時の音（早朝から）、総菜等の調理のにおいおよびエアコン、冷蔵庫等のモーターの重低音が気になる。

ク 3 階が屋上駐車場になるが、音や排気ガスとともに喫煙がある。昨今、家は汚したくない、子どもがいる等の理由から外で吸われる方がいる。屋上は、外という開放感、人目につきにくい等の理由で格好の喫煙場所になりかねない。煙草の煙および臭いが苦手な者にとっては、たとえ数メートル離れていても気づき調子が悪くなる。受動喫煙防止の面からも規制してほしいと切に願う。

ケ 開店日時について、滋賀のタウン情報を出す方が「2025 年 5 月 20 日守山店開店」と載せているのを発見した。滋賀県のホームページでも大規模小売店舗立地法に基づく公告を見ると、新設をする日が令和 7 年 5 月 20 日になっていた。説明会で何度も開店予定は 25 年 11 月中旬が正しいと伝えられたので、設置者に問い合わせたところ、結局 11 月中旬が正しいと伝えられた。そこで設置者のホームページ等で訂正してもらうことを求めた。しかし、現在でも 5 月 20 日開店と掲載されているサイトがある。スーパーの開店は、住む場所の選択に大きくかわる。なぜ訂正をかけないのか、あまりにも軽く考えられているのではと思う。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 2 月 21 日から令和 7 年 3 月 21 日まで